

優生保護法訴訟仙台高裁判決に対する声明

本日6月1日、仙台高等裁判所第1民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人らに請求棄却判決を言い渡した。

これまで全国7つの地方裁判所・高等裁判所において請求認容判決が続き、正義・公平の理念に照らせば、本件被害を回復すべきであるとの司法の見識が示されていたところ、本判決は、かかる正義・公平の理念に背を向け、これまでの認容判決において、同種事件における提訴への途を初めて示したと評価されている控訴人らの切実な訴えを不当にも退けた。

仙台高裁判決は、本件優生条項が憲法14条1項に反し違法・無効であることを明白に認め、優生思想の普及が図られたことにより被害者が損害賠償請求を行使することは困難であったとする一方で、除斥期間の適用制限について、「権利行使することが客観的におよそ不可能であり又はその行使の機会がなかったといえる場合」に限るとの極めて高い障壁を設定し、本件につき除斥期間の適用を認めた。

しかし、これまでの7判決を受け世論は確実に動き始めており、主要紙が社説に取り上げ、あるいは特集記事を組むなどし、この3月に開催された院内集会には多数の議員が参加し、積極的に発言するなど、与党議員も含め、国会においても国が被害回復に向けて動き出すべきだとの意見が強まっている。本判決をもって、この流れをとめることは決して許されるべきではない。

改めて、当弁護団は、国に、旧優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害回復の必要性と真摯に向き合い、岸田文雄総理大臣が率先して本件の政治的解決に向けて被害者らと即時面談すべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、上告審においても本判決の誤りを是正することはもとより、今後もすべての被害者が救済されるまで、不断の努力を続ける所存であり、すべての被害者らとともに全力で闘うことを、改めてここに表明する次第である。

2023年6月1日
福岡優生保護法被害弁護団